⑵　人工衛星局及び宇宙局の場合

予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局（宇宙局を含む。）が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、軌道予備となつているものの数を「１機」のように記載すること。

［削る］

25　24の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り記載することとし、宇宙物体の数の欄は開設される人工衛星局及び衛星基幹放送局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄は当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。

26　25の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本　種子島宇宙センター」のように記載すること。

27　26の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。

28　27の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。

29　28の欄は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。

30　29の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。ただし、衛星基幹放送局の場合は、26の欄を記載した場合に限る。

31　30の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を記載し、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。

32　31の欄は、次によること。

⑴　衛星基幹放送局等の場合

ア　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

イ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第６条の４の２で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

ウ　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

⑵　人工衛星局及び宇宙局の場合

ア　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

イ　当該無線局の送信設備が施行規則第11条の３第３号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第８条第１項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

ウ　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

26　24の欄は、予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局（宇宙局を含む。以下同じ。）が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「１機」のように記載すること。

27　25の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、人工衛星の数の欄に開設される人工衛星局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。

28　26の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本　種子島宇宙センター」のように記載すること。

29　27の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。

30　28の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。

31　29の欄の記載は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。

32　30の欄は、27の欄を記載した場合に限り、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。

［新設］

［新設］